

平成 22 年度 第 3 回瀬戸市環境審議会議事録		
日 時	平成 22 年 10 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分 ~ 12 時	
場 所	瀬戸市役所 3 階 全員協議会室	
出席者	審議会委員	委員 11 名 (欠席: 石川委員、大竹委員、寺田委員、水野委員、玉木委員)
	事務局	高木環境課長、山内課長補佐、加藤環境保全係長、中村主事
次 第	内 容	
1 開会	開会の挨拶 欠席委員の確認	
会 長	・あいさつ	
事務局	・質問要望書について、誤配があったことの確認。(正規のものについては、後日送付することを報告)	
2 議事	以下のとおり。	
議事(1)	前回審議からの変更点について(第 1 章 ~ 4 章)	
事務局	資料の確認 事前送付資料の資料 1「第 2 次瀬戸市環境基本計画(素案)」の第 1~4 章及び資料 2「補足説明」、資料 3「計画書素案追加資料(計画の基本構成(A3))」に基づいて、内容説明を行なった。	
	第 1 章、第 2 章について	
会 長	・「計画の基本構成」には計画の全容が掲載されているが、これを、計画書の冒頭に記載するのか。	
事務局	・対象ページを明記した上で掲載するため、表現を整理し縮小して掲載する予定である。	
副会長	・森林の減少について、都市化の進展を主要な原因として挙げているが、土石採取などの開発行為を含めた表現とするべきだ。宅地開発などの都市化は生態系への配慮と開発の両立も考えられるが、土石採取や鉱山開発は、生態系への配慮の両立が困難だからである。	
事務局	・森林の減少面積である約 100 ヘクタールの内訳として、約 40 ヘクタールが東海環状自動車道の建設に伴うものであり、土石採取等は約 20 ヘクタール、宅地開発や駐車場整備などが約 10 ヘクタールあることがわかっている。残りの約 30 ヘクタールについては、現在調査中であるため、今後も可能な限り調査を進め、記述に反映させる。	
委員	・鉱山開発については、市場の傾向もあり、10 年前に比べると規模・量ともに縮小していることを配慮した記述とすべきだ。	
委員	・「紺屋田の森」は、この 10 年間のうちに伐採されたものだとは認識している。	
委員	・そういったものも含め、全体としては、開発は減少している。	
副会長	・開発は減少傾向にあるとしても、それが担保される確約はないので、抑制するという方向性を明確に示すべきだ。また、窯業原料を採取する鉱山開発は減少していても、山砂の採取行為は減少しているとは考えにくい。	
事務局	・採掘跡地への森林の再生や原状復帰などについて、表現を検討する。	

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラフが示されている箇所は、最終的にはカラー刷りになるのか。グラフ内で色を変えている箇所があるようだが、何を意図したものが分かりにくい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子は、現時点では、黒と緑系の2色刷りを予定している。グラフ内で色を変えている箇所は、説明文章と関連の深いものを指し示したもののだが、分かりにくいようなら表現を修正する。</li> </ul>
副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題の章の記述で、産業廃棄物に関する箇所は、新たに事業を計画している事業者があるという現状も説明すべきではないか。県内の最終処分場の容積のうちの6割もの容積を担っている状況がありながら、さらに大きな最終処分場が計画されていることは、課題として明記するべきである。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物に関する現状について、一事業者による新規の計画も、可能な限りの表現を検討するが、現在、条例による手続きの最中にあり、事業者による説明会が全て終わっていないという段階であるため、それらの事情も踏まえて、表現については慎重に検討する。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の関心は高く、水道水源に近いことなど重要な事項も含むため、手続きの熟度に応じた記述はあって良い。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物最終処分場について、「容積の6割を負担している」という表現は、一般の市民には分かりにくい。産業廃棄物最終処分場の数や種類、関連する条例の数などの数字も紹介してはどうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物に関連する条例について、課題として改正する必要があるということを記述してはどうか。</li> </ul>
副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在使用されている最終処分場についてだけでなく、埋め立ての完了した処分場のうちで、適切に管理されていないものについても、記述すべきではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物最終処分場に関して、数値として示すことのできるデータはいくつかあるが、他の項目の書きぶりとのバランスもあるため、産業廃棄物最終処分場についてだけ詳細に記述することが妥当かどうかは、よく検討する。</li> <li>・産業廃棄物関連条例については、本年3月議会で既に改正されているものであり、この改正に伴って、事業者が提出する環境保全対策書（アセスメントの説明書類）の作成手続きを明確化する指針の検討を進めている。この指針によって、市民に対する事業者の説明責任をより明確にすることができると考えており、現時点では、条例を改正する考えはない。</li> <li>・産業廃棄物の過剰保管などの不適正事例については、現状で分かっているものもあるため、何らかの表現はしていく。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現状と課題」の章について、項目ごとに“現状”と“市民・事業者の意識”が整理されているが、“課題”が整理されていない。“課題”について整理し、それを施策やプロジェクトへつなげていくような構成とするべきではないか。</li> </ul>

委員	・“課題”として踏み込んだ記述が少ないように感じる。
事務局	・“課題”の整理について、当初、箇条書きで示す方向で検討していたが、“現状”とのつながりが分かるよう、説明文章中に記述した。
会長	・箇条書きでも良いので、明記すべきである。その上で、“課題”は将来を見据えるような表現が望ましい。
	第3章について
委員	・二次林に関する記述中、すべての二次林が里山であり、里山はすべて間伐による管理が必要である、と表現されているように感じるが、自然の遷移にまかせるものもあるのではないか。
委員	・二次林には、スギ、ヒノキで構成される人工林だけでなく、自然の萌芽更新によって生成した落葉広葉樹林もあるが、全体の3割程度しかない前者に妥当する伐採による管理を、後者にも適用するような表現は間違っている。
会長	・二次林に関する記述については、専門知識のある委員がいるので、事務局は表現についてよく相談のうえ、修正してほしい。
副会長	・二次林については、間伐するのか、遷移に任せるのか、地権者も含めた関係者全体で考えていく必要がある。これに加え、例えば、間伐した材をどう活用するかということの方向性も示されるべきである。
会長	・間伐材の活用については、リーディングプロジェクトの章で、詳しく説明する必要があると考える。
会長	・「自然を守る」方針における方向性について、「貴重な自然環境の保護」と「自然環境の保全」とは、順序を逆にした方が良い。
委員	・「自然を守る」方針においては、“保護”の話を中心にすべきである。間伐は“守る”ことではなく、何らかの目的のために実施するものであり、「自然に親しむ」方針の要素ではないか。
委員	・「自然を守る」方針の目標値として、森林の総面積がH10からH32にかけて200ha減らすことを掲げることになるが、どのような根拠と意図か。目標値として森林の面積を減らし続けることを掲げることはおかしい。なぜ、現状を維持する目標を掲げないのか。
事務局	・森林面積の減少傾向は全体的なものであり、その中であっても減少率を半分程度まで鈍化させることを目標値としたが、基準年や数値などの根拠については再度整理し、修正する。
会長	・森林面積については、現状維持を掲げられないものか。掲げられないのであれば、確定的な予定のある開発計画などを積算して、根拠を明確にするべきではないか。
事務局	・道路等、確定的に予定されている計画もあり、“現状維持”を明記することは難しいかもしれないが、十分検討する。
副会長	・失われた森林を別の土地で確保するミティゲーションのような考え方も取り入れられるべきである。開発が行われても、総量として森林面積は減らさないという考え方は、今後の条例などへも取り入れられるべきである。

会 長	・他自治体においても、開発に関する条例で、ミティゲーションの考え方を取り入れている事例があるので、参考としてほしい。
委員	・「地球にやさしく暮らす・営む」方針の数値目標について、公共施設における、太陽光発電や風力などの発電能力などを掲げるべきだ。
事務局	・検討する。
委員	・「自然を守る」方針の主な施策として、水源保護条例も明記すべきではないか。 ・同様に、有害鳥獣対策について、駆除だけではなく、共生を視野に入れた対策を掲げられないか。
事務局	・「基本方針と施策の展開」の章では、方針や施策の方向性を記述し、新条例などの具体的な施策については、「リーディングプロジェクト」の章で記述する構成をとっている。 ・有害鳥獣は、農林業者にとっては深刻な問題である。表現については、担当課とよく調整した上で、検討する。
委員	・循環型社会の構築に向けた取り組みとして、「事業から出る廃棄物の発生抑制に向けた啓発の実施」と書かれているが、漠然としており、具体的に書くべきではないか。家庭から出るごみの減量についても、資源循環を視野に入れた表現とするべきだ。
事務局	・一般廃棄物の具体的な対策については、下位計画である「一般廃棄物処理基本計画」に記載しているが、計画時点の違いも踏まえ、表現はよく検討する。
委員	・市民は、すべての行政計画を把握しているわけではないので、表現にあたっては配慮するべきである。
委員	・「地球にやさしく暮らす・営む」方針の中で、「水資源や自然資源、地下資源の計画的かつ有効な活用」とあるが、活用を“最小限にとどめる”視点を明記するべきである。
事務局	・“必要最小限”との表現を加え、修正する。
委員	・鉱山や土砂採取跡地の埋め戻しは、一向に進んでいないように思う。原状回復を少しでも進める方策は示すことはできないか。
事務局	・都市計画課が所掌する土地利用調整条例では、開発当初に原状回復を求めているが、昨今の社会情勢、経済情勢などから、当初の計画通りに埋め戻しが進まないことも多い。
委員	・不法投棄の対策として防犯灯やカメラを挙げているが、より強力な設備による対策はできないものか。
事務局	・不法投棄の対策は、行政だけで行うのではなく、行為者の告発などによる警察との連携や、地域による監視の目も、重要だと考えている。
	第4章について
委員	・「ごみのない『循環型のまち』を目指すプロジェクト」について、“3R”を掲げる図と、説明文章とが整合していない。

事務局	・「リーディングプロジェクト」の章全般について、文章と図との整合を図るよう修正する。
副会長	・「産業廃棄物関連条例の運営強化」とあるが、具体的にはどのようなものを想定しているのか。表現からは、産業廃棄物処理施設の設置を推進するような誤解を与えかねない。
事務局	・現在、環境保全対策書（アセスメントの説明書類）の作成指針の検討を進めているが、これを想定したものである。この指針によって、例えば自然環境や生活環境についてどのようなアセスメントを行うのかが、より明確になることを見込んでいる。
副会長	・産業廃棄物処理施設を設置する際のハードルを高くするとか、廃棄物処理施設が環境に影響を及ぼさないようにするとか、より厳格にすることを表現していくべきではないか。
事務局	・条例の掲げる理念や廃棄物処理法との整合を図りつつ、表現はよく検討する。
議事(2)	計画推進体制（第5章）について
事務局	資料4「計画書素案追加資料（第5章「計画の推進体制）」に基づいて、内容説明を行なった。
会長	・瀬戸市環境審議会は常設であり、環境基本計画の進行管理は、最終的には環境審議会が審議する。もっとも、その前段として、環境パートナーシップ型組織が、計画を進行したり、市民に対して情報を提供したりといった重要な役割を担うことは可能である。
委員	・環境基本計画の認知度は低く、推進体制として表現されているものだけでは不十分ではないか。認知度を9.8%から54%まで上げるような目標を掲げているが、そのための具体的な戦略や手段を掲げるべきだ。
事務局	・具体的な戦略や手段については、まだ検討が進んでいないが、レジ袋無料配布中止の取り組みの際には、事業者パートナーシップ会議が中心となり、大きな動きとなった経緯もあるので、市民の方々のなんらかの取り組みがきっかけとなって、数値目標が達成できれば良いと考えている。そのためにも、市民版のパートナーシップ型組織の立ち上げは、急務であると考えている。
会長	・環境基本計画の周知について、リーディングプロジェクトの内容として表現しても良いのではないか。
委員	・認知度をあげることは、相当に難しいことではないか。自治会などへの説明も何度も実施する必要があるし、パブリックコメントでもどれだけの市民が意見を提出するのか心配である。
事務局	・パブリックコメントについては、なるべく多くの公共施設に計画書を配置し、広報の紙面をできる限り大きくとるなどの対応を図りたい。
副会長	・地域別の環境配慮指針を作るべきとの方向性が示されているが、推進体制の模式図中に、何らかの形で位置づけることはできないか。

事務局	・地域別環境配慮指針は、「環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクト」の内容として位置づけている。
副会長	・プロジェクトの内容での表現は、「作成に対する支援」にとどまっている。全地域で策定されるためには、市の主導で、専門のファシリテーターによる会議を設置することなども必要だと考える。
事務局	・リーディングプロジェクトの内容が想定しているのは、地域の住民が率先して指針を作り、それを行政が支援するという仕組みである。
副会長	・目標として、地域別環境配慮指針が全地域で作成され、10年後にはそれに基づいて行動しているというのが理想的ではないか。そのために、地域の住民を動機づけるような支援が必要である。
委員	・推進体制の模式図には、“市民”“事業者”だけでなく、各リーディングプロジェクトに関わる全ての主体が書かれていた方が良い。
会長	・個々のリーディングプロジェクトの推進体制はどうするのかという課題もある。
事務局	・各プロジェクトに関連する主体は、模式図中に表現するよう修正する。 ・個々のプロジェクトの推進体制については、プロジェクトによっては、行政以外の主体が中心となるものもあると考えられるが、そのための最初の枠組みを作っていくのは、行政の役割だと認識している。
委員	・プロジェクトを機能させるためには、行政だけではなく、市民や事業者などの関係者で構成される“部会”などの会議体を設けていく必要がある。
会長	・パートナーシップ型組織が図示されているが、“市民部会”と“事業者部会”のように、ひとつの組織としていく構想か。
事務局	・事業者パートナーシップ会議と、市民版の組織とは、現時点では、あくまでも別個の組織ととらえている。
議事(3)	その他
事務局	今後の予定について ・パブリックコメントについては、11月下旬に開始とし、年末までの意見募集を行いたい。 ・次回審議会は、1月下旬を予定するが、修正後素案に対する意見聴取と同時に日程調整を行う。
会長	・素案について、審議結果と意見を踏まえて事務局が修正し、これに対する各委員の意見を再度聴取した後に、会長・副会長と事務局とでパブリックコメント用の資料とできるよう調整を行う。事務局は、その後、パブリックコメントを行うということで良いか。
委員	・表や図の空欄、数値目標の未設定部分については、暫定でも良いので案を示さなければ、市民は意見の出しようがない。
事務局	・市民が意見を提出できるよう、資料の補充を行う。
委員	・パブリックコメントの実施について、広報誌や新聞、自治会などへの周知を行うよう求める。
4 閉会	閉会の挨拶